

# 放置違反金滞納車情報照会システム

## － 利用申請の手引 －

=====

I	トップ画面までの流れ	2
II	トップ画面	4
III	事前登録	5
1	利用申請	5
2	申請後の承認状況確認及び申請の取消	11

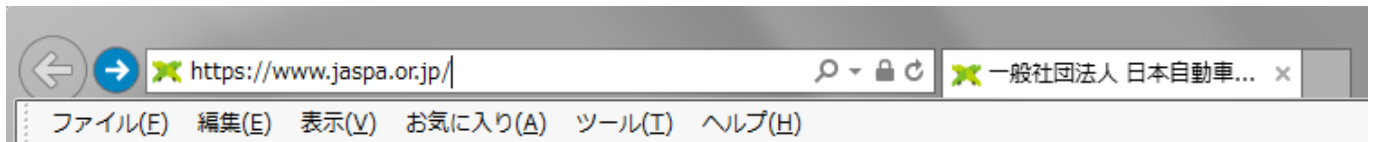
平成 29 年 4 月

一般  
社団法人 日本自動車整備振興会連合会

## I トップ画面までの流れ

I-① InternetExplorer を起動して下さい。

I-② InternetExplorer のアドレス欄に以下の URL を入力して、日整連のホームページを開いて下さい。 ※ 全て「半角アルファベット（小文字）」で入力して下さい。  
日整連ホームページの URL = 「https://www.jaspa.or.jp/」



I-③ <放置違反金滞納者情報照会システム>をクリックして下さい。



所属振興会の選択画面が別ウィンドウで表示されます。

I-④ 所属する振興会の名前の部分をクリックして下さい。



「放置違反金滞納車情報照会システム」のトップ画面が表示されます。

## II トップ画面

この画面が「放置違反金滞納車情報照会システム」（以下、本システムと言う。）の最初の画面で、「トップ画面」と呼びます。

- ★ 本手引きでは、事前登録の方法についてのみご案内します。  
その他の機能については、別冊「システムご利用の手引」をご覧ください。

放置違反金滞納車情報照会システム

<各種案内>

- ・新着情報／お知らせ (更新日:2013/4/10)
- ・制度のご案内(警察庁)
- ・システムの運用概要(日整連)
- ・利用申請の手引
- ・システムご利用の手引

※初めて本システムを利用される方は、事前に以下の利用申請を行い警察庁の承認を得る必要があります。詳しくは「利用申請の手引」をご参照ください。

→ <事前登録>    ・利用申請    ・申請後の承認状況確認及び申請の取消

<オプション>

- ・『同意書』及び『照会書』のダウンロード
- ・滞納車情報照会の体験

<システム>

- ・滞納車情報照会
- ・照会履歴抽出
- ・登録内容変更
- ・パスワード変更

システム・ログイン

終了(閉じる)

<プライバシーポリシー>    <本システムの利用規程>

当サイトの閲覧はInternet Explorer6.0以上でご利用が頂けます。  
Internet Explorer6.0以前をご利用の方は、こちらをご参照下さい。  
(各種ドキュメントをご覧になる場合には以下のプラグインも必要です。)

Get ADOBE® READER®

Norton SECURED powered by VeriSign

Copyright (c) Japan Automobile Service Promotion Association

R000000

### Ⅲ 事前登録

#### 1 利用申請

まずは本システムへの利用申請についての概要を以下にご案内致します。  
詳細手順は、1-①～2-④項をご覧ください。

##### 【利用対象者】

- ・本システムが利用できるのは、自動車整備振興会（以下「振興会」という）の会員である自動車分解整備業の認証事業場です。それ以外の方は利用できません。
- ・複数の認証事業場で事業を営んでおられる事業者の皆様は、照会システムの利用を希望するすべての事業場について、それぞれ利用申請を行って下さい。
- ・利用申請は1事業場当たり一回とします。（再申請が必要な場合を除く）

##### 【申請方法】

1. 本システムの<利用申請>を活用して、利用する認証事業場の登録を行って下さい。  
（電子申請）
2. 認証書（写）を所属する振興会に送付して下さい。  
注）利用申請書（10頁の利用申請（申請書印刷）画面を参照）に通知された期日までに振興会での確認処理が完了している必要がありますので、できるだけ早く送付して下さい。

以下の手続きが完了すると本システムの利用が可能になります。

- ① 振興会で認証書（写）と電子申請の内容を照合・確認の上、申請受理の登録をして、日整連に電子送付します。
  - ② 日整連では申請受理の登録が行われた利用申請をとりまとめて、警察庁に承認申請を行います（オフライン）。
  - ③ 警察庁は利用申請を審査の上、承認する事業場を日整連に通知します（オフライン）。
  - ④ 日整連では警察庁から承認の通知を受けた事業場について、本システムに利用者登録します。
- ⇒ 日整連が利用者登録した時点で、利用（照会）が可能となります。

## 1-① 利用申請（誓約）

- ・「トップ画面」にて＜利用申請＞をクリックすると、以下の画面が表示されますので、内容を熟読し、すべての事項に同意いただける場合は、＜次へ＞をクリックして下さい。
- ・同意できない事項がある場合は、本システムの利用申請はできませんので、＜閉じる＞をクリックして申請を中止して下さい。

放置違反金滞納車情報照会システム - 利用申請 - - Windows Internet Explorer  
https://www3.jaspa.or.jp/r211000.php

### 放置違反金滞納車情報照会システム

#### 利用申請（誓約）

利用申請の前には、必ず以下の(1)～(7)までの事項をお読み頂き、すべての事項に同意していただける場合のみ利用申請をして下さい。

- (1) 照会にあたっては、その都度、必ず照会に係る自動車の使用者から照会に対する同意書を徴して下さい。
- (2) 警察庁からの求めに応じて、いつでも(1)の同意書を提出して下さい。
- (3) 照会は、継続検査又は構造等変更検査の受検手続きの代行を行う自動車について、車検拒否制度の運用に係るトラブルを未然に防止する目的で行い、それ以外の目的では行わないして下さい。
- (4) 利用者ID、パスワードや照会結果は、厳格に管理し、関係者以外の者に知られないように注意して下さい。
- (5) (1)から(4)までの事項に違反し、または利用者ID、パスワード若しくは照会結果が関係者以外の者に漏洩したことが判明した場合は、以後の照会を行うことはできません。
- (6) 都道府県警察に対する放置違反金滞納車情報照会は、インターネットによる照会により、車検拒否制度の対象となっている可能性がある旨の回答を得た自動車についてのみ行うようにして下さい。
- (7) 申請事項に変更が生じた場合又は整備事業を廃業した場合は、速やかに変更等の登録をして下さい。

上記内容全てに同意します  
次へ

上記内容には同意できません  
閉じる

100%

## 1-② 利用申請（申請内容入力）

- ・申請に必要な事項を入力していただきます。メールアドレスを除く、全ての項目が入力必須です。
- ・入力が終了したら<次へ（入力確認）>をクリックして下さい。
- ・誓約画面に戻りたい場合は<戻る（誓約画面へ）>をクリックして下さい。
- ・申請をやめたい場合には、<利用申請中止（閉じる）>をクリックして下さい。

https://www3.jaspa.or.jp - 放置違反金滞納車情報照会システム - 利用申請 - - Microsoft Internet E...

### 放置違反金滞納車情報照会システム

#### 利用申請（申請内容入力）

利用申請は認証事業場単位でお願い致します。事業者が複数の事業場で本システムの利用を希望される望されるすべての事業場について申請して下さい。

利用申請には、以下の申請項目を入力して下さい。  
(メールアドレス以外は入力必須です)

所属振興会:  (選択して下さい)

事業場名:  (全角)  
例: 日整連自動車株式会社 東京

認証番号:   
例1: 1234 例2: 1-234

事業場の担当者氏名:

事業場郵便番号:  (半角数字) 例

事業場所在地:   
例: 東京都港区六本木6-10

連絡先電話番号:  (半角数字)

連絡先FAX番号:  (半角数字)

メールアドレス:

パスワード入力:  (半角英数字/6~12桁)

- ・基本的に数字の部分だけ入力しましょう。  
例) 関自整第 99999 号  
⇒99999 と入力
- ・ただし、途中で英字やハイフンがある場合にはそれらも含めて入力して下さい。  
例) 仙陸認第 3-12345  
⇒3-12345 と入力。  
例) 認証番号 3H-56789

次へ (入力確認)      戻る (誓約画面へ)      利用申請中止 (閉じる)

ページが表示されました      インターネット

入力項目の説明

項目	説明
所属振興会	プルダウンメニューから所属する振興会を選択して下さい。
事業場名	認証書に記載されているとおりに事業場の名称を入力して下さい。
認証番号	認証書に記載されているとおりに入力して下さい。(注)
事業場の担当者氏名	本システムを利用される担当者の氏名を入力して下さい。(1名のみ)
事業場郵便番号	半角数字で7桁を入力して下さい。 途中に－(ハイフン)は入れません。
事業場所在地	事業場の所在地を入力して下さい。
連絡先電話番号	事業場に連絡する必要がある場合に使用しますので、連絡を受けることが可能な電話番号を半角数字で入力して下さい。 途中に－(ハイフン)は入れません。
連絡先 FAX 番号	事業場に連絡する必要がある場合に使用しますので、連絡を受信できる FAX 番号を半角数字で入力して下さい。 途中に－(ハイフン)はいれません。
メールアドレス	電子メールで“車検拒否制度に関するお知らせ”を配信することもありますので、差し支えなければメールアドレスを半角英数字・文字で入力して下さい。必須ではありませんので、未入力でも構いません。
パスワード	本システムにログインするための登録 ID を発行しますので、パスワードを設定して下さい。6桁以上12桁以下の英数字で入力して下さい。 本システムでは、アルファベットの大文字と小文字を区別しませんので、どちらで入力しても、「小文字」として取り扱います。

注) 認証番号の入力例

認証番号は、英数字、記号、カナ以外の表記(漢字等)は省略して下さい。

下表は、数字以外の文字を用いた認証書の表記に対する申請時の入力例を表したものです。

ブロック	認証書の表記例(代表)	申請時の入力例
北海道	第1-123号	1-123
東北	仙陸認第3-123号	3-123
関東	第1-123号	1-123
北陸信越	新認証第123号	123 <span style="color: red;">注)</span>
中部	愛第123号	123
近畿	大陸整認大第123号	123
中国	(第)3H-123(号)	3H-123
四国	四運証第50-123号	50-123
九州	第1-123号	1-123
沖縄	第123号	123

**注) 石川県、富山県の事業者の方は、漢字表記部分も含めて全て入力して頂く必要がありますので、ご注意ください。**

**入力例) 「富第123号」「富認証第123号」「石第123号」「石認証第123号」**



1-③ 利用申請（入力確認&登録）

- ・入力した内容を確認し、問題がなければ<次へ（登録）>をクリックして下さい。
- ・入力内容を変更したい場合は<戻る（入力画面へ）>をクリックして下さい。
- ・申請をやめたい場合には、<利用申請中止（閉じる）>をクリックして下さい。

https://www3.jaspa.or.jp - 放置違反金滞納車情報照会システム - 利用申請 - - Microsoft Internet E...

## 放置違反金滞納車情報照会システム

### 利用申請（入力確認&登録）

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 経由  
警察庁交通局交通指導課 御中

以下のとおり、放置違反金滞納車情報照会システムの利用申請を致します。

所属振興会： 日本自動車整備振興会連合会  
事業場名： 日整連自動車株式会社 東京営業所  
認証番号： 1-234  
事業場の担当者氏名： 日整連太郎  
事業場郵便番号： 1066117  
事業場所在地： 東京都港区六本木6-10-1  
連絡先電話番号： 0334046141  
連絡先FAX番号： 0334046478  
メールアドレス： mailaddress@sample.co.jp  
パスワード： jaspa12345

次へ  
(登録)

戻る  
(入力画面へ)

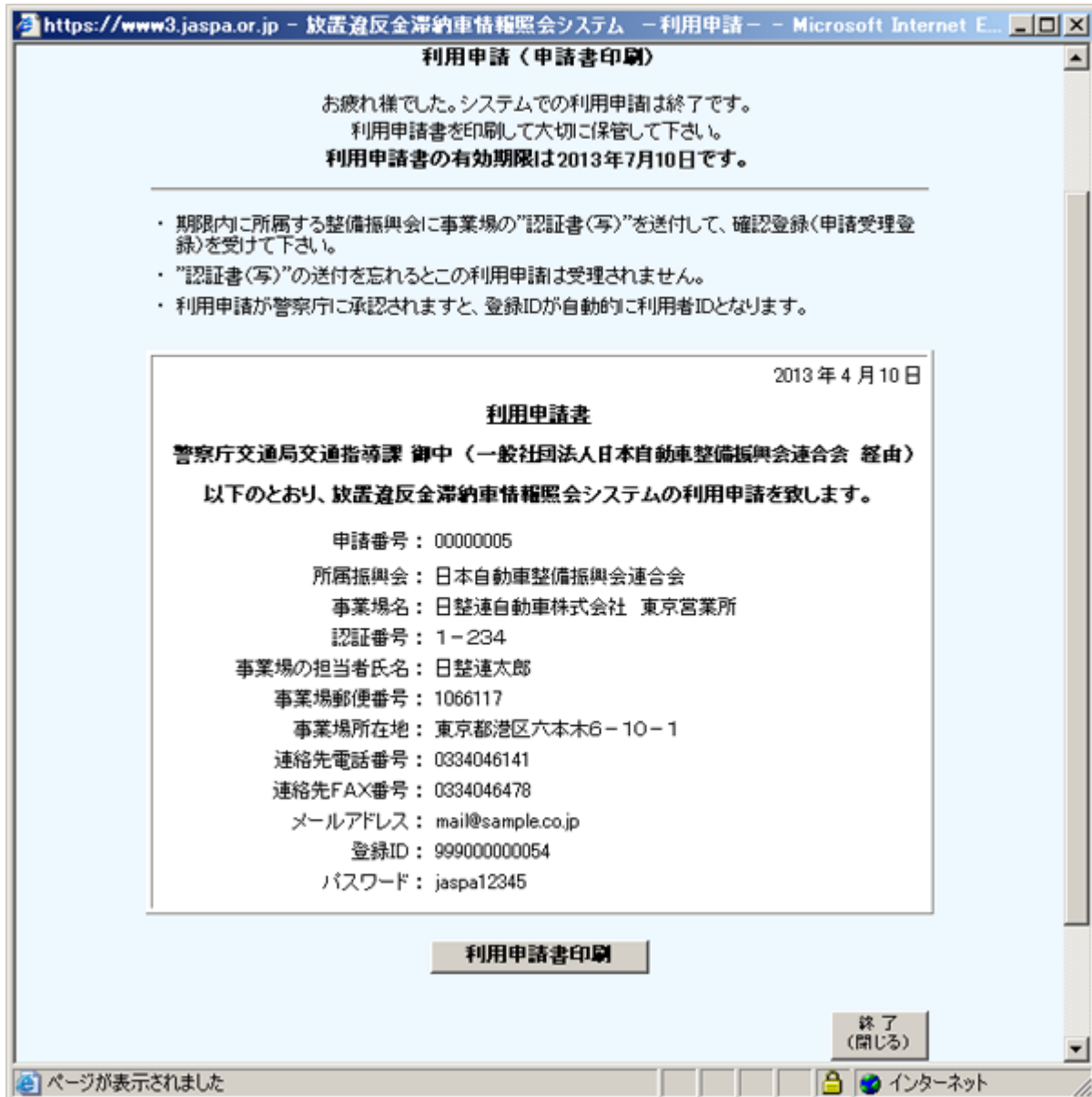
利用申請中止  
(閉じる)

ページが表示されました

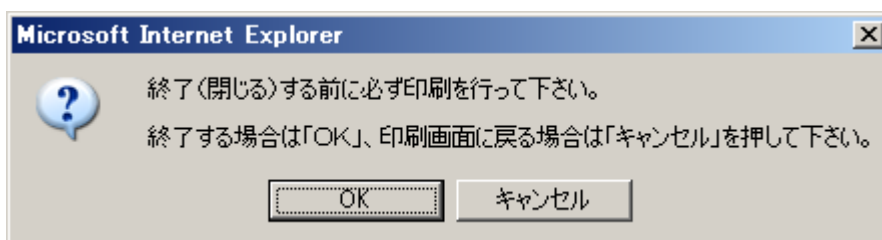
インターネット

#### 1-④ 利用申請（申請書印刷）

- ・利用申請登録が完了したメッセージが表示されます。メッセージの下には発行された登録 ID も含めた警察庁宛での利用申請書が表示されますので、必ず印刷して下さい。
- ・印刷が終了したら利用申請は終わりです。＜終了（閉じる）＞をクリックして画面を閉じます。



★閉じる前に以下のような確認画面が表示されますので、＜OK＞をクリックして下さい。



## 2 申請後の承認状況確認及び申請の取消

認証書（写）が振興会に到着してから利用可能になるまで数日を要します。

申請窓口である振興会に申請手続きの進捗状況をお問合せいただいても、状況はわかりませんので、進捗状況を確認したい場合は、「トップ画面」に用意した＜承認状況確認及び申請の取消＞を活用して下さい。

### 2-① 承認状況確認及び申請取消（仮ログイン）

- ・「トップ画面」にて＜申請後の承認状況確認及び申請の取消＞をクリックすると、以下の画面が表示され、利用申請時に発行された登録 ID と、ご自分で設定したパスワードを用いて仮ログインすることができます。
- ・登録 ID とパスワードを入力して、＜承認状況確認＞をクリックして下さい。
- ・中止する場合には、＜戻る（トップ画面へ）＞をクリックして下さい。

The screenshot shows a web browser window with the URL <https://www3.jaspa.or.jp>. The page title is "放置違反金滞納車情報照会システム - 利用申請 -". The main heading is "放置違反金滞納車情報照会システム". Below it, the sub-heading is "承認状況確認及び申請取消(仮ログイン)".

The central content area contains the following text:

**承認状況の確認を行います。**  
利用申請時の登録IDとパスワードを入力して「承認状況確認」ボタンをクリックして下さい。

登録ID :   
パスワード :

At the bottom of the form area, there are two buttons: "承認状況確認" and "戻る (トップ画面へ)".

At the bottom of the page, there is a copyright notice: "Copyright (c) Japan Automobile Service Promotion Association".

The browser's status bar at the bottom shows "ページが表示されました" and "インターネット".

## 2-② 承認状況確認及び申請取消（個別承認情報）

- ・入力された登録 ID とその ID で識別される“事業場名”が表示されます。自身の事業場名であることを確認して下さい。
- ・確認が終わったら<戻る（トップ画面へ）>をクリックして下さい。
- ・万一、利用申請を取消す場合は<利用申請取消（確認）>をクリックして下さい。（注）

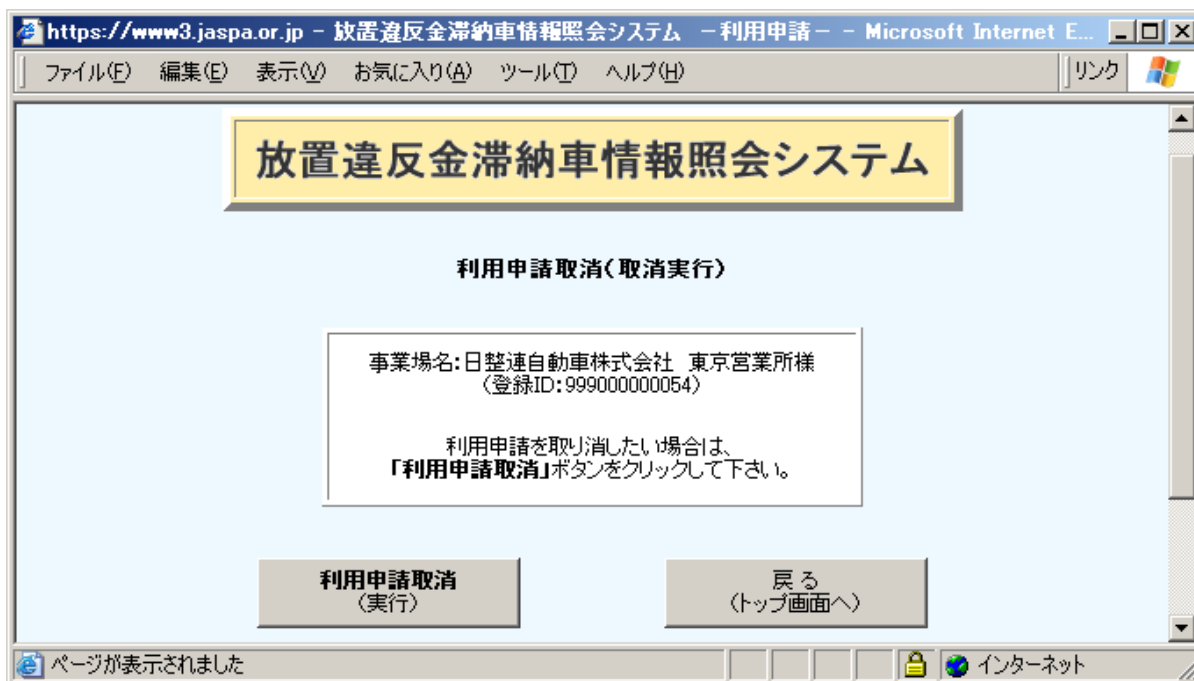
The screenshot shows a web browser window with the URL <https://www3.jaspa.or.jp>. The page title is "放置違反金滞納車情報照会システム - 利用申請 -". The main content area has a yellow header box with the text "放置違反金滞納車情報照会システム". Below this is the section title "承認状況確認及び申請取消(個別承認情報)". A box displays the business name: "事業場名: 日整連自動車株式会社 東京営業所様 (登録ID: 999000000026)". Below that, it states "承認状況は「**認証書(写)確認待ち**」です。". A red warning message reads: "※認証書(写)の確認が済みますと申請を取消すことが出来ませんのでご注意ください。". A table with two columns, "状況の表示" and "説明", lists various status categories and their descriptions. At the bottom, there are two buttons: "利用申請取消 (確認)" and "戻る (トップ画面へ)".

状況の表示	説明
警察庁承認済	手続きはすべて終了しました。照会システムの利用が可能な状況です。
警察庁審査中	日整連から警察庁への承認申請は行われました。警察庁の審査中です。
日整連申請準備中	振興会での確認(申請受理)登録は行われました。日整連から警察庁への承認申請の準備中です。
認証書(写)確認待ち	振興会での確認(申請受理)登録を待っている状況です。
振興会却下	振興会で利用申請が受理されませんでした。事情等は振興会にお問合せ下さい。
警察庁却下	警察庁での審査の結果、利用申請が承認されませんでした。
有効期限切れ	振興会での申請受理登録を待っている間に有効期限(電子申請から3ヶ月)が過ぎてしまいましたので、申請は無効となりました。認証書(写)の送付を忘れていないか確認の上、事情等は振興会にお問合せ下さい。なお、本システムを利用する場合には、再申請が必要です。
取消	利用申請された事業場の操作により取消されました。

注) 振興会での登録（申請受理）後の取消は出来ません。（取消のボタンが表示されません）  
登録後に取消をしたい場合には、「警察庁承認済」となった後に、所属の振興会に停止処理を依頼して下さい。

## 2-③ 利用申請取消（取消実行）

- ・自身の事業場名であることを確認し、本当に利用申請を取消す場合には＜利用申請取消（実行）＞をクリックして下さい。
- ・取消しを中止する場合には、＜戻る（トップ画面へ）＞をクリックして下さい。



## 2-④ 利用申請取消（取消完了通知）

- ・申請を取消した登録 ID とその ID で識別される“事業場名”が表示されます。自身の事業場名であることを確認して下さい。
- ・これで利用申請が取り消されました。＜戻る（トップ画面へ）＞をクリックして下さい。

